

池田町子ども読書活動 推進計画

池田町教育委員会

池田町子ども読書活動推進計画 目次

はじめに

第1章	子どもの読書活動推進計画策定にあたって	2
	1 策定背景	2
	(1) 国の動き	
	(2) 県の動き	
	2 池田町における子どもの読書活動推進計画	4
	(1) 策定趣旨	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画の対象	
	(4) 計画の期間	
	(5) 計画の方針	
第2章	子どもの読書活動推進のための取り組み	5
	1 家庭	5
	2 保健センター	8
	3 子育て支援センター	9
	4 保育園	10
	5 学校	11
	6 児童館	14
	7 ことばの教室	15
	8 地区公民館	16
	9 町図書館	17
第3章	計画の推進体制の整備	20
資料	子どもの読書活動の推進に関する法律	21
	池田町子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱	24
	池田町子どもの読書活動推進計画策定会議委員名簿	25
	池田町子どもの読書活動推進計画策定専門委員名簿	25

池田町子どもの読書活動推進計画

はじめに

現代は何事にも効率化・スピードが求められ、それは子どもたちも例外ではありません。習い事や部活動の増加により自由時間は大きく減少し、じっくり本を読んだり、考えたりする機会が失われつつあります。パソコンやスマートフォンが強い力で子どもたちをとらえ、読書離れの一因となっています。

小学校から中学、高校へと年齢が上がるほど多忙になり、また読書活動にも自主性が求められるにつれ不読率は上昇していきます。2012—2013年に（独）国立青少年教育振興機構が中高生に実施した調査によれば、「本を読まない理由」は「普段から本を読まない」「読みたいと思う本がないから」が以前より考えられていた「勉強や部活動、生徒会活動で忙しいから」より上位になり、読書推進活動の方向性を考えるうえで注目されます。

池田町では、図書館をはじめ子どもに関わる各機関がそれぞれの場所で読書活動を推進する取組を積極的に行ってきました。これらをふまえ、この「池田町子どもの読書活動推進計画」は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本町における子どもの読書活動の推進に関する基本的な方向と施策の具体的な取組を示したものです。今後は、子どもがいつでも本を身近に感じ、豊かな読書活動を続けていくことができるように、この計画に基づき家庭、地域、関係機関等が一層力を合わせて読書活動の推進に取り組みたいと思いますので、住民の皆さまもご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました策定委員、関係各位の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

第1章 子どもの読書活動推進計画策定にあたって

1 策定背景

(1) 国の動き

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」が公布・施行され、読書活動推進の基本理念が定められました。また、同法第8条及び第9条により、国及び地方公共団体に対して、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を、平成20年3月に第二次計画を、さらに平成25年5月に第三次計画を策定し、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしました。

(第三次計画基本的方針)

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
2. 子どもの読書活動を支える環境の整備
3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

「全国学力・学習状況調査」の結果からは、読書活動と学力に相関関係があることが指摘されました。学習指導要領においては、「知識基盤社会における『生きる力』の育成につながるよう、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と定められています。

また、平成22年を「国民読書年」と定め、全国的な啓発広報の推進に努めています。

○子どもの読書活動に関連する法律などの推移

平成13年12月	子どもの読書活動の推進に関する法律
平成14年 8月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (国第一次計画)
平成17年 7月	文字・活字文化振興法
平成18年12月	教育基本法の改定

平成19年	6月	学校教育法等教育三法の改正
平成20年	3月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (国第二次計画)
平成20年	6月	図書館法の改正、国民読書年に関する決議
平成24年	12月	図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正
平成25年	5月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (国第三次計画)
平成26年	6月	学校図書館法の一部を改正する法律の公布

(2) 県の動き

県では、平成20年12月、岐阜県の教育の新たな指針となる「岐阜県教育ビジョン」を作成しました。これは、岐阜県の教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年先を見据えて、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や、今後推進すべき具体的施策を明らかにする計画であり、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条に基づいて策定する岐阜県の教育振興基本計画です。この中で、「取組の基本方針」が次のように示されています。

取組の基本方針

子どもが読書のよさを体験し、将来にわたって読書を楽しむ人に育つよう、①子どもが読書に親しむ機会づくり、②子どもの自主的な読書活動を支えるための環境整備、③子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備の三つの観点から取り組みの充実を図ります。

平成16年3月に「岐阜県子どもの読書活動推進計画」が策定、平成22年3月に第二次、平成27年3月には第三次計画が策定されました。第三次計画においては、「目標」及び「5つの基本方針」が次のように示されています。

目標

生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、豊かな心を育む読書活動の推進

基本の方針

1. 本との出会いの提供
2. 楽しみながら進める読書の習慣化
3. 本から学ぶ力の育成
4. 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供
5. 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進



2 池田町における子どもの読書活動推進計画

(1) 策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。子どもたちは読書により、視野を広げ、自ら考える習慣を身につけ、豊かな感情や思いやりの心などを育てていきます。これからの多様で変化の激しい社会のなかで、子どもたちが自分の将来に夢を持ち、自分自身の力で未来を切り開いていく力をつけるために、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

そのためには、子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を得られるよう、社会全体で環境の整備に努めていくことが重要になっていきます。

そこで、国や県の策定した子どもの読書活動推進計画に沿い、町の実情を踏まえ、読書活動の充実に役立てるために「池田町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を受け、子どもの読書活動に関する取組を推進するものです。

(3) 計画の対象

この計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基づき、0歳から概ね18歳までの子どもとします。また、この計画のねらい達成のためには、町民の方々の理解と協力が必要であることから、保護者や家族をはじめ、教職員、地域ボランティア、行政関係者等も対象としています。

(4) 計画の期間

概ね平成29年度から平成33年度の5年間とします。

(5) 計画の方針

① 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが進んで読書に親しむためには、本との出会いが大切です。乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるよう、町の様々な場所で読書の楽しさを知る機会を提供します。

② 子どもが読書をしやすい環境の整備

子どもが進んで読書をするためには、子どもの身近に本があり、気軽に手に取れる環境が大切です。家庭、保育園、学校、図書館や他の場所で読書しやすい環境づくりに努めます。

③ 家庭・地域・学校が相互に連携・協力した取り組みの推進

読書活動の推進は、それぞれが独立して努力するだけでなく、関係機関の連携によって更に有効的なものになります。相互の情報交換、連携、協力を進めます。

④ 子どもの読書活動への理解と関心を高めるための啓発

子どもが進んで読書習慣を身に付けるためには、身近な大人の読書活動への理解と関心が必要です。子どもの読書活動の意義や重要性について様々な機会を通して広く啓発するよう努めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭



子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもが「本を楽しむ力・本を読む力」を身につける上で、一番初めに大きな影響力を持つのは家庭です。家庭は、この世に誕生した子どもに、最初に愛情を持って語りかけたり、絵本を読んだりする人がいる場所です。

赤ちゃんにとって、大好きな人が優しい声で語りかけてくれることは、大きな楽しみ・幸せであり、安らぎです。それとともに、語りかけられることによって、コミュニケーション能力や言語の獲得へとつながり、さらに言葉をイメージ化することによって、豊かな感性、想像力が育まれていきます。

乳幼児期には「愛情体験」、「共感体験」、「自尊体験」の3つが大切だといわれ、これらを一度に体験できるのが読み聞かせです。親の膝の上に抱かれながら優しい声で絵本を読んでもらう時、子どもは親の心と体のぬくもりを感じて、自分が本当に愛されていることを実感します。また、絵本を見ながら一緒に「おもしろいね」「よかったね」と心を通い合わせ、感動を分かち合う時間は「共感体験」そのものです。さらに、「わかったの、えらいねー」「すごーい」とほめることにより、子どもは自分がすばらしい存在だと感じ、自己評価を高める「自尊体験」ができます。乳幼児期にこういう体験を積み重ねていくことにより、将来、豊かな人間性が育まれると考えられます。

現状と課題

核家族や共働きの増加により、親が子どもと過ごす時間が少なくなっています。親は仕事や日々の生活に追われ、時間的にも精神的にも余裕を持つことが難しくなっています。IT技術の発達により、コミュニケーションの方法は大きく変化し、便利で快適な反面、必要以上に時間を束縛されることもあります。目の前にいる家族との時間よりも遠くの人との情報交換を優先せざるを得ないのが現状です。

様々なメディアが普及し、乳幼児の周りにも刺激の強いものがあふれています。また学齢期になると、子どもは部活動や塾、習い事、テレビやパソコン、ゲーム機器に時間をとられ、読書する時間が少なくなっており、それが読書離れ、活字離れの要因になっていると思われます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、まず周囲の大人が読書活動の意義や重要性を理解し、進んで読書を楽しみ、家族ぐるみで読書に親しむ姿勢が求められます。



施策の方向と取組

読み聞かせや読書の重要性について理解や関心を深めるためには、保護者への啓発だけでなく、支援や環境づくりが大切です。

【乳幼児期】

○保護者の理解や関心を深めるための支援や環境づくりを推進します。

乳幼児期は子どもだけで絵本を楽しむことが難しいことから、町内の様々な施設で読み聞かせを行い、絵本に触れる機会を増やしていくとともに、家庭での読み聞かせの要となる保護者に絵本の読み聞かせの大切さを機会があるごとに繰り返し伝え、親が子どもと一緒に読んで絵本の読み聞かせを楽しむ環境が整うような働きかけをすることが重要といえます。

〔具体的な取組〕

現在町で行われている読み聞かせ活動

- ・子育て支援センター 親子ひろば「かんがるー」、「おはなし広場」
- ・保健センター「絵本であい教室」
- ・児童館「にこちゃんタイム」
- ・図書館「としょまるくんの日」、「おはなしの会」

【学齢期】

○子どもが読書に親しむ機会づくりを推進します。

小学校低学年は自分で字は読めますが、深く理解するには大人の手助けが必要です。子どもが望む時には読み聞かせすることが有効です。読み聞かせは幼児期だけのものではなく、小学生にとっても親と一緒に過ごすやすらぎの時間なのです。

高学年になると部活動や学習塾が忙しくなり読書の時間はとりにくくなりますが、気が向いた時にいつでも手にとれる場所に本があることが大切です。

また、子どもが自ら進んで本を読むようになるためには読書が楽しいと思えることが重要です。読書が苦手な子には無理強いせず、まずは子どもの興味に沿った本から勧め、少しずつ幅を広げていきます。

〔具体的な取組〕

- ・子どもの発達段階にあった本の読み聞かせ
- ・小学校 図書館まつりへの参加推奨、多読賞
- ・図書館「読書手帳」の利用、達成感のある読書
- ・図書館スタンプラリーなどへ参加し、楽しみながら読書量を増やす。
- ・ノーマディアデーの推奨
- ・保護者自身が読書を楽しみ、読書を生活に役立てる姿を見せる。



2 保健センター

施設説明

健康相談及び健康診査など地域保健に関する事業を行い、町民の主体的な健康づくりを支援する施設です。



子どもの読書活動の推進における保健センターの役割

町内在住の妊娠中の方から、幼児を持つ保護者の多くが訪れる施設であり、網羅的な働きかけが期待できます。

保護者に、絵本を通したふれあいの中で親子がぬくもりやことばを共有することにより子どもの豊かな心が育まれることや、親子で楽しい時間を過ごすことが健やかな育児につながることを説明し、子育てを支援します。

現状と課題

(1) 現在の活動内容

① 絵本であい教室（読み聞かせ）

月1回実施している3～4か月児健診で、図書館職員が絵本の紹介や図書館のPRとあわせて実際に絵本の読みきかせを行い、その大切さを保護者に伝えています。

② 絵本であい文庫（絵本）設置

保健センターの健診や教室に来所された親子が自由に手にとって見たり読んだりできるよう、「絵本であい文庫」として約100冊の絵本を設置しています。

③ ぴよぴよ広場（乳児期の親子を対象とした教室）

読み聞かせグループの協力を得て、ぴよぴよ広場の内容に絵本の読み聞かせやスキンシップ遊びを取り入れています。五感を使った楽しい親子遊びを通し、良好な親子関係や健やかな育児ができるよう支援しています。

④ 冊子「絵本のある子育て」の設置

子どもの読書支援冊子を保健センター内に設置し、絵本の大切さや読み聞かせについて啓発を推進しています。

(2) 課題

「絵本であい教室」や「ぴよぴよ広場」で乳児が絵本に反応する姿を見て保護者も絵本の効果を実感してもらっていますが、年齢が上ると子ども

もが勝手にページをめくってしまう、走り回ってしまう等の理由で読み聞かせが難しい場面が見受けられます。子どもの成長発達にあわせて様々な読み聞かせのスタイルを伝え、育児の方法として絵本が効果的に活用されるよう普及に努めていくことが大切です。

施策の方向と取組

○健診等の機会をとらえ、保護者へ子どもの読書の大切さを啓発します。

- ・「絵本であい教室」や「ぴよぴよ広場」での読み聞かせの実施等親子で絵本に親しむ事業を継続し、乳児期における絵本の大切さ、読み聞かせの必要性、絵本の楽しみ方等を図書館と連携して啓発します。
- ・乳幼児期の親子を対象とした健診や教室において、絵本のよさと図書館の紹介を行い、早期からの図書館利用を推進することで絵本に親しむ機会を提供します。

3 子育て支援センター

施設説明

子育て支援センターは、保育園入園前の乳幼児と保護者が自由に利用できる施設であり、親子で楽しく遊びながら子育ての情報交換をしたり、子育ての楽しさや喜びを実感できる場所です。また、子育て相談、講座の開催、子育てサークル作りのお手伝い、保健センターや児童館などと連携し、地域の子育てを応援しています。



子どもの読書活動の推進における子育て支援センターの役割

愛情あふれる語りかけ、手遊びうた、読み聞かせは赤ちゃんの心をすこやかに育てるためにとても重要です。そして、赤ちゃんの頃から親と子が一緒に読書を楽しみ、楽しさを共有することは、子どもの読書習慣を育む上で大きな力になります。テレビ視聴やパソコンやスマートフォンへの接触が習慣づけられる前に、まず人と人とのふれあいの大切さや、読み聞かせが親子のふれあいを深める重要な手段であることを保護者に説明し、理解を助けることが大きな役割です。

現状と課題

現在、親子ひろば「かんがるー」の中で、職員や保護者による読み聞かせの時間を設け、「おはなし広場」の時間では、ボランティアの方による読み聞かせを行っています。継続的な活動に課題があります。

施策の方向と取組

○読み聞かせや語りかけの重要性について、保護者への啓発を推進します。

- ・継続して読み聞かせの時間を設けていきます。
- ・年齢にあった絵本を紹介して、より絵本に親しめるようにします。
- ・絵本棚を遊びスペースの隣に置き、いつでも利用しやすいように環境を整え、貸出も継続します。

4 保育園

施設説明

保育園は、保護者が仕事や病気などのため家庭で保育することができない就学前の子どもを預かる児童福祉施設です。

子どもの読書活動の推進における保育園の役割

この時期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。就学前に絵本の楽しさを体験することはその後の読書活動を進めるためにも大切であり、この時期の子どもが長い時間を過ごす保育園は重要な役割を担っています。言葉を使ってコミュニケーションする力やものを考える力が育つのもこの時期で、絵本の中のできごとと自分の経験を結びつけ、または想像を巡らせて物語と現実の間を行き来し、経験の幅を広げます。物語の中の多様な感情に触れることで、子どもの心が豊かになります。

子どもの読書習慣は何より家庭の中で親子のふれあいを通して少しずつ身についていくものですから、保護者に読み聞かせの大切さや意義を伝えることも大切な役割の一つです。



現状と課題

各保育園では日常的に保育士による読み聞かせが行われており、園の絵本の貸出もあります。また、保護者によって降園前の読み聞かせや大型絵本・紙芝居の作成と発表、エプロンシアター、ペープサート、人形劇や劇など絵本や読書に親しむ色々な活動が実施されています。このほか、地域サークルの読み聞かせもあり、園児が絵本に触れる機会は多くなっています。

また、年齢ごとの読み聞かせ方や実際読んだ絵本、おすすめ絵本などを文書化し、保護者に配布するなど、情報交換する園もあります。保護者が、保育園で購入する絵本の選定に参加することで、子どもにとってどんな本が良いのかを考える機会になっています。

定期的に町図書館へ行き、園児自らが選んだ本を借り、図書館職員による読み聞かせを受ける活動（としよまるくんの日）も続けられています。

しかし、様々な理由から読書活動を支える保護者の参加者数が減少し、活動回数を減らしているのが現状です。今後存続できるか不安があります。

施策の方向と取組

- 園児が絵本や物語などに親しみをもつ読書活動の推進をしていきます。
 - ・登園時、降園時、給食後、午睡前などでの読み聞かせ、ミニイベント、クリスマス会など
- 園児の読書活動の意義や重要性についての保護者への啓発を続けます。
 - ・おたよりを作成し、読み聞かせに使用した絵本の紹介や保護者の感想や読み聞かせの効果などを知らせます。
- 園児が絵本や物語を楽しむことができる環境の整備、充実を進めます。
 - ・年齢別の絵本紹介コーナーの充実

5 学校

子どもの読書活動の推進に関する学校の役割

学校では、本との出会いの機会の提供、楽しく本を読むことの習慣づけ、本から必要な情報を探し出す力の育成、読書から生まれた自分の考えを伝える機会の提供を行います。



1. 学校における取組



(1) 学校全体で読書活動を推進する体制

① 指導計画の作成

図書館教育全体計画、図書館利用指導計画を作成し、全職員で共通理解を図りながら指導にあたっています。

(2) 読書習慣確立のための活動・指導

① 環境整備

町内の学校では、校舎の中心に図書室が配置され、児童生徒が図書室を身近に感じ、利用し易いよう、工夫しています。図書室前の掲示板には、図書の紹介や読んだ冊数の記録を掲示し、児童生徒が進んで足を運ぶような魅力ある雰囲気づくりをしています。

また、町では学校図書司書2名が各学校を巡回し、図書に関する事務や図書貸出・返却業務、新着本受け入れなどの作業をし、学校の支援をしています。

② 図書に関する催し

学校ごとに、図書館まつり（年2回）または読書週間（各学期）を開催し、児童の委員会活動の一つとして、図書室の利用を全校児童に呼びかけて、多くの本を読むことやいろいろな分類の本を読む取り組みをしています。また、期間中には児童やPTAによる読み聞かせなども行っています。



③ 推薦図書・課題図書

毎年、各学年で推薦図書や課題図書を選定し、発達段階に応じて、是非読んで欲しい本を位置づけています。

④ おすすめの本

推薦図書・課題図書の他に各学年の学習内容に応じて図書を揃え、「教科書に出ている本コーナー」を設置しています。

また、図書室内に「おすすめの本カード」を置き、だれもが自由に本を紹介する場を設けています。カードは図書室入り口の掲示板で紹介し、その本も分かるように置いてあります。

⑤ 一斉読書

朝活動の時間を利用して、週1～2回、15分程度校内で一斉に本を読む時間を設けて、児童生徒が読書する機会を増やしています。児

児童生徒だけではなく、教師も児童生徒と一緒に読んで読むことで、生涯に渡り読書を楽しむ姿を示しています。

⑥ 読書の記録

毎月、たくさん本を読んだ児童の名前を発表したり、目標の冊数を超える本を読むと完読賞や多読賞として表彰することで、読書への意欲が湧くようにしています。

2. 家庭・地域との連携

(1) 保護者ボランティア等による読み聞かせ

定期的に保護者や地域ボランティアの方による読み聞かせを学級ごとに行っています。



(2) 親子読書

P T A活動として選定した新刊本を親子読書として回覧し、家庭で親子一緒に本を読む時間をもてるようにしています。読書週間中にはファミリー読書を行っています。

(3) 町図書館との連携

教科の授業や総合的な学習の時間の調べ学習において、関連する図書や専門の資料などを町図書館から借り、児童の学習の充実を図っています。

3. 課題

様々な取り組みを行っているが、読書をする児童生徒とそうでない児童生徒の差が大きくなっています。読書に親しむ機会を増やすためには、授業で図書室を利活用することや図書に興味を持たせて図書室に行きたくするような工夫が必要です。

教師は、教科書に載っている作品や総合的な学習の時間（環境、福祉、国際理解など）の関連資料、図鑑など必要に応じて活用をしています。しかし、ある程度の分類は分かるものの、単元に関連した資料となる本として「どんな本があるのか」「どれくらいあるのか」把握することが難しいのが現状です。教師がいかに蔵書について理解するかが課題となっています。授業活用例と図書を合わせて、情報を共有していけると図書と関連した学習を増やすことが可能になると思われます。

施策の方向と取組

○現在の活動を継続させたくうえで図書室の利用者層を広げる工夫を進めます。

- ・教科との関連を図り、調べ学習に必要な図書を充実させます。

- ・より分かりやすい書架の配置と環境整備を進めます。
- ・掲示や校内放送を利用したおすすめ本の紹介を進めます。
- ・読書の幅を広げるため、児童相互に本を紹介する活動を進めます。
- ・アンケートをとり、図書購入や企画・展示に生徒の意見を反映させます。
- ・保護者や地域ボランティアによる読み聞かせ活動を進めます。

6 児童館

施設説明

児童館は0歳児から小学校6年生までが利用できる施設です。子どもたちが楽しく安全に活動できる場所を提供し、遊びや運動を通じた心身の健全な育成を目的としています。

職員が子育ての相談にのるほか、子どもを通して保護者同士が友達になり、子育ての悩みを話し合うことができるように支援をします。



子どもの読書活動の推進における児童館の役割

情報提供や子育て相談を行うなかで、絵本を貸出し、家庭での読み聞かせの大切さを保護者へ伝えることが児童館の役割です。

現状と課題

児童館では貸出カードを作成し、随時絵本の貸出を行っています。乳幼児を対象とした「にこちゃんタイム」や他の機会にボランティアや校区サークルによる絵本などの読み聞かせを行い、親子が楽しく本とふれあう機会を提供しています。また、保護者によるサークル活動では、手作り絵本作家を囲んだ交流会を行っています。

その他、異年齢交流の場、保護者の交流の場として様々な講座、活動がなされていますが、HP・町広報誌などでの広報にさらに努める必要があります。

施策の方向と取組

○絵本を通じた親子のふれあいづくりを推進します。

- ・おはなしの会、読み聞かせの充実に努めます。
- ・図書資料の充実に努めます。
- ・ボランティアと継続的な協力が求められるように努めます。

○児童館活動を積極的にPRし参加者の増進に努めます。

- ・児童館で作成している毎月のカレンダーの充実に努めます。
- ・活動の様子を写真などで紹介します。

7 ことばの教室

施設説明

児童発達支援事業所です。ことばや心身に発達の遅れが見られる0歳から就学前の幼児を対象に、個々の発達に応じ、発達を促す遊びを用いた指導を行っています。

個別、ペア、小集団を単位とした活動で、保護者との話し合いを大切にしながら支援を行っています。



子どもの読書活動の推進におけることばの教室の役割

ことばやコミュニケーションの発達がゆっくりな子どもに、絵本を通して心身の発達を促し、社会生活への適応を助けます。

現状と課題

指導は、比較的動きのある活動（動的活動）と、動きの少ない活動（静的活動）を組み合わせで行っており、前半では主となる手遊びやペープサートなどを組み込み、その後心身の沈静化と相手への注目を目的として絵本の読み聞かせなどを組み入れています。

現在、共働きの家庭が増え日常生活に追われることが多くなっています。また、情報社会の世の中で、大人もゲームやパソコンに向かう時間が増え、子どもの遊びもどんどん変わり、一人で遊ぶ時間が多くなっているようです。その中で、絵本を通じた親子のふれあいや、互いに向かい合う時間を作ることによって見る力、聞き取る力をはぐくむ事が大切だと考えます。

施策の方向と取組

○絵本を通じた親子のふれあいつくりと、子どもの発達の促進

- ・絵本の貸出しや、親子で絵本に親しむ支援、環境作りを推進します。
- ・読み聞かせにより子どもの見る力、話を聞く力をはぐくみます。

8 地区公民館



施設説明

公民館は町民の生涯にわたる学習を支える教育機関として社会教育の事業を実施し、各教室を開催して町民同士のコミュニケーションや健康づくりに寄与しています。池田町では6地区に地区公民館を設置しており、地域住民の生涯学習推進の拠点となっています。

子どもの読書活動の推進における公民館の役割

読書団体の活動を支援することが役割です。

現状と課題

現在地区公民館では趣味や実用的な生涯学習活動が中心で、読書推進に関する活動はあまり行われていませんが、一部の地区公民館では読書団体が定期的に研修会を開いており、町図書館、小学校、児童館などで読み聞かせを行っています。図書室や図書コーナーはありますが、本が更新されていないため利用者は少ない状況です。

少子高齢化が進む中で、公民館は高齢者の利用が増加傾向にあります。保健センター、子育て支援センター、保育園、学校、児童館、町図書館など、公民館以外で子や親子が利用する場所に子ども用書籍が充実してきた結果、子どもが読書に親しむ場所はそれらへ移っていったと思われます。

〔課題〕

現状の地区公民館は、生涯学習活動が中心で、地区公民館で読書活動を新たに始めるのは様々な理由から困難なことと思われます。しかし、定期的に活動をしている団体もあり、団体を今後も継続させるには、若い世代の会員を増やす事が課題と思われます。

施策の方向と取組

○読書団体の活動を支援します。

9 町図書館

施設説明

赤ちゃんからお年寄りまでが自由に気軽に本と出会える開かれた場所です。子どもが本と出会い、読書を楽しむために、絵本コーナー・児童コーナーを設けています。数ある中から専門の司書が選んだ本を配置し、安心して本を選べるようにしています。



子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館は、専門の司書を中心に日常的に子どもの読書活動に携わっている施設であり、この計画を推進するための牽引者です。

子どもにとっては豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっては子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談したりすることができる場所です。

保護者への啓発活動や関係機関、ボランティアとの連携による子どもの読書活動推進の要です。

現状と課題

(1) 読書環境

町図書館には多くの絵本、児童書、紙芝居があり、展示コーナーでは常時、季節や話題の本を展示しています。赤ちゃん絵本コーナーや、読み聞かせおすすめ本コーナーを設置し、本を選びやすくしています。また、絵本、児童書選びの参考となる本や雑誌を集め、絵本や児童書の近くに配置しています。

館内には授乳室を設置し、定期的に終日館内BGMを流す日を設け、乳幼児と一緒に利用しやすいようにしています。

(2) 読み聞かせの普及

①「おはなしの会」

おはなし室で毎週土曜日に職員やボランティアによる絵本や紙芝居の読み聞かせを行い「おはなし」の楽しさを知る機会を提供しています。

0歳児から小学生まで、幅広い年齢が対象です。

②「絵本出会い教室」

保健センターで行われている3～4か月健診において、保護者に子育て

てにおける読み聞かせの大切さを伝えています。また、「読み聞かせ手帳」を配布しています。

③「としまるくんの日」

公立保育園児が町図書館に来館し、自ら選んだ本を借りる体験を通し図書館に親しみます。また、来館時には職員の読み聞かせを受け、集団で読書を楽しむ経験をします。借りた本は家庭に持ち帰り、親子で読書を楽しみます。これらにより引き続き図書館へ来館することが期待されます。

(3) 学校との連携

① 団体貸出

調べ学習などの必要に応じ、貸出依頼のあった本を大量、長期的に貸出しています。



② 司書連絡会

図書館職員と学校司書が定期的に集まり、情報交換、学校図書館運営へのアドバイスなどを行っています。

③ 職場体験

中学生が図書館の仕事を体験する職場体験を受入れています。

(4) 課題

開館後20年経過しましたが、一度も図書館に来たことのない町民や図書館の様々なサービスを知らない方もあり、PRが課題となっています。また、保育園児の時は園児送迎バス事業で定期的に来館していた子どもたちも、進学すると読書から離れがちになるため、学齢期のサポートが大きな課題となっています。

今後は、地域文化の拠点として、子どもが本と出会い、読書を楽しむ図書館づくりを更に進め、保護者への働きかけや学校、ボランティアなどとの連携、協力による取組を通して子どもの読書活動の推進に努める必要があります。

施策の方向と取組

○子どもが様々な本と出会える環境づくりを推進します。

- ・子どもの心を育てる絵本、児童書の充実に努めます。
- ・子どもの興味、知識にあった児童書の充実に努めます。
- ・子どもが読みたい本と子どもに読ませたい本のバランスを考えた蔵書構成に努めます。

- ・調べ学習に対応できる資料の充実に努めます。
- ・子どもが興味を持てるようなテーマを選びコーナー展示するなど、本の見せ方を工夫します。
- ・子どもが喜び、親子で利用しやすい絵本・児童コーナー、おはなし室づくりに努めます。
- ・本の選び方、探し方、利用相談に積極的に応じるよう努めます。
- ・広報、HPなどで子ども向けのイベント情報等を積極的に提供します。

○子どもが読書に親しめる機会づくり

- ・スタンプラリーの実施
- ・「おはなしの会」の実施
- ・「読み聞かせ手帳」の利用
- ・「読書手帳」の利用

○子どもの読書活動に関わる大人へのサポートを充実します。

- ・団体貸出の推進、調べ学習の援助
- ・読み聞かせ活動の支援
保護者・ボランティアが目的にあった本を選びやすいように「赤ちゃん絵本」、「小学生向け本」などのコーナーを更に充実させていきます。
- ・「親子読書の手引き」の活用
- ・「出あってほしいおすすめ絵本・児童書リスト240」の活用



第3章 計画の推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、町教育大綱に基づき教育委員会と関係部局との連携を図り、町民、ボランティア団体等の協力を得ながら施策の効果的な推進を図ることが重要です。

また、この計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し必要な修正を加えながら総合的、継続的に展開します。

○推進体制の整備

現在、町内の子どもに関わる機関や団体が互いに協力し読み聞かせや読書に親しむ活動を行っていますが、今後より一層連携を充実させ、子どもの読書活動を推進していきます。

○関係機関との連携・協力

各機関や団体等の「子どもの読書活動推進」に関わる情報交換、イベントチラシ、案内パンフレットの交換、設置などにより町全体で読書活動を推進していきます。

○広報、普及啓発

「池田町子どもの読書活動推進計画」のHPへの掲載、冊子の配布による、計画の周知に努めます。

○ボランティアグループへの支援

子どもの読書活動推進に協力していただける地域の人々を発掘し、読み聞かせ団体への参加を呼びかけ、その育成に努めます。読み聞かせ資料の貸出、本選びへの適切なアドバイス、大型絵本、紙芝居等の貸出利便性向上に努めます。また、活動の場を提供するなどの支援をします。

○読書推進に関する情報の収集と提供

「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」についてのポスター掲示や広報活動による啓発・周知に努めます。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

池田町子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱

(目的)

第1条 池田町子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に係る施策の総合的な推進と関係機関等との効果的な連携を図るため、池田町子どもの読書活動推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 策定会議に議長を置き、議長は図書館長をもって充てる。

(会議等)

第4条 策定会議は、議長が招集する。

- 2 策定会議は、必要に応じて別表の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 策定会議の事務局は池田町図書館に置く。

(設置期間)

第5条 策定会議の設置期間は、設置の日から平成29年3月31日までとする。

(専門部会の設置)

第6条 策定会議の具体的施策の実施にあたって、関係機関等との連携を図り、多彩な意見を反映するため、池田町子どもの読書活動推進計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(専門部会)

第7条 専門部会は、議長が指名する者をもって構成する。

- 2 専門部会は、策定会議に提案する原案を作成するほか、必要に応じ調査研究を行う。
- 3 専門部会の事務局は池田町図書館に置く。
- 4 専門部会は、議長が招集する。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、池田町教育委員会図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、策定会議及び専門部会の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から実施する。

池田町子どもの読書活動推進計画策定会議委員名簿

職名／所属	氏名	分野
健康福祉課長	中野 悟	福祉施設
保育園長会長	竹中立子	保育園
南部校長会長	松栄明浩	学校
読書サークル協議会長	石田忠人	地域
学校教育課長	野原祐治	教育委員会
社会教育課長	樋口達夫	
図書館長	高橋亮造	

池田町子どもの読書推進計画策定専門委員名簿

職名／所属	氏名	分野
健康福祉課子育て支援政策係長	中村和義	福祉施設
図書主任代表	上田裕恵	学校
学校教育課学校教育係長	高木美由紀	学校
社会教育課社会教育係長	竹中克也	社会教育
図書館利用者サービス係長	山形哲子	事務局

池田町子どもの読書活動推進計画

平成29年3月

編集・発行：池田町教育委員会

池田町図書館

〒503-2425

岐阜揖斐郡池田町六之井 1541-1

TEL0585-45-6222 FAX0585-45-9922